

第10期高齢者福祉・介護保険事業計画策定及び令和7年度
介護予防実態把握調査補助業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第10期高齢者福祉・介護保険事業計画策定及び令和7年度介護予防実態把握調査補助業務（以下「本業務」という。）の内容並びに本業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本プロポーザルは、長久手市（以下「市」という。）が受託者に委託する本業務について、市と契約を締結する意思のある者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、本業務の遂行に最も適格と判断される者を選定するために行う。

第2 業務概要

1 業務名

第10期高齢者福祉・介護保険事業計画策定及び令和7年度介護予防実態把握調査補助業務

2 業務内容

別添1「第10期高齢者福祉・介護保険事業計画策定及び令和7年度介護予防実態把握調査補助業務委託 仕様書」のとおり

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月26日まで

4 提案上限額等

本業務に係る上限額は計9,763,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であるから、業務委託料の積算にあつては、上限額の範囲内とすること。なお、各年度及び各業務ごとの上限内訳は以下のとおり。

(1) 令和7年度

ア 高齢者福祉・介護保険事業計画策定補助業務 3,715,000円

イ 介護予防実態把握調査補助業務 2,433,000円

(2) 令和8年度

高齢者福祉・介護保険事業計画策定補助業務 3,615,000円

第3 契約担当部局

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1 長久手市福祉部長寿課介護保険係

電話 0561-56-0613

FAX 0561-63-2940
e-mail chouju@nagakute.aichi.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加表明書提出時において次の要件を全て満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長久手市入札参加資格において調査委託の入札参加資格を有している者であること。ただし、長久手市入札参加資格者名簿に登載されていない法人の参加も可能とし、当該参加者については、次に掲げる書類を提出することで参加可能とする。なお、証明書は提出する日の前3か月以内に発行されたもの（写し可）に限る。
 - ア 履歴事項全部証明書
 - イ 納税証明書（国税）
法人税、消費税及び地方消費税の直近の納税証明書（その3の3）
 - ウ 納税証明書（愛知県税）
法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割の直近の納税証明書（未納の税額がないこと用）又は愛知県に納税義務のないときは、愛知県税の納税義務がないことの申出書
 - エ 納税証明書（市税）
市内に本店又は営業所を有する場合、納税義務を有する全ての市税についての直近の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - オ その他必要と認める書類
- (3) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 過去5年の間に、介護保険・高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉などの福祉分野における市民の意識・ニーズ調査の業務委託及び計画策定等の支援業務受託実績があること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年6月9日（月）午後5時（必着）
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送に限る。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

市は第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年6月11日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨（様式2-1）

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨（様式2-2）

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

(3) (2)の説明を求められたとき、市は、令和7年6月27日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 説明会

説明会は実施しない。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、別添1「第10期高齢者福祉・介護保険事業計画策定及び令和7年度介護予防実態把握調査補助業務委託 仕様書」に基づき、現時点での本業務に対する考え方や取組方針について記載すること。なお、次の事項につい

ては、必ず提案すること。

(1) 現状分析及び課題整理

高齢者施策における市の現状及び課題の分析について、社会情勢の変化やそれに応じた国・県の動向、法改正の趣旨・内容、市の地域性などを踏まえ、具体的なデータに基づく分析を行い、効果的かつ具体的な市特有の現状及び課題整理の手法を提案すること。なお、厚生労働省老人保健健康増進等事業における介護保険事業計画に関する各種研究等の活用も検討すること。

(2) 介護予防実態把握調査

適切なフィードバック及び効果的・効率的な手法を提案すること。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式3）に次の書類を添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙（任意様式）

(2) 業務に係る事業費積算内訳（様式4）

(3) 実績を確認することができる資料等その他必要な書類（任意様式）

3 記入上の注意事項

(1) 文字サイズは11ポイント以上を基本とし、カラー印刷も可とする。必要に応じて図表やイラスト等の挿入も可とする。

(2) 企画提案書別紙はA4版左綴じ横書き10ページ以内とすること。

(3) 様式3を除き、企画提案者を特定できる事項（社名等）は記載しないこと。

(4) 企画提案書、企画提案書別紙、事業費積算内訳、その他必要な書類の順で一つにまとめ、左上1か所をホチキス留めした状態で提出すること。

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和7年6月24日（火）午後5時（必着）

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送に限る。

(4) 提出部数 8部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。
 - ア 提出書類 質問書（様式 5）
 - イ 提出期日
 - (ア) 参加表明書に関すること
令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 3 時
 - (イ) 企画提案書に関すること
令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 3 時
 - ウ 第 3 に同じ。
 - エ 提出方法
電子メールにより提出すること。
- (2) 質問の回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第 9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第 10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の選定を行うため、第 10 期高齢者福祉・介護保険事業計画策定及び令和 7 年度介護予防実態把握調査補助業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が 4 者以上の場合、企画提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行うこととし、選定されなかった者についてはその旨書面にて通知する。

(1) 実施方法

- ア 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は説明 20 分、質疑 10 分の計 30 分とする。プロジェクター及びスクリーンを使用したプレゼン

テーション等も可とする。この場合、プロジェクター及びスクリーンは市が用意し、その他必要なものについては企画提案者が用意する。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。なお、説明は実際に本業務を担当する者が行うこととする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び選定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、別添2で示す審査項目及び評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定

(1) 選定委員会において、企画提案者ごとの評価点の合計を算出することで、委員ごとに全企画提案者に対する採点順位を付け、各委員の採点順位1位の数が多い企画提案者を受託候補者に選定する。

(2) 各委員の採点順位1位の数が多い企画提案者が2者以上となった場合は、総合計点数が最も高いものを受託候補者に選定する。

(3) 総合計点数も同じとなった場合は、見積金額が最も低いものを受託候補者に選定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第 1 1 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

年度ごとの後払いとする。

第 1 2 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル実施要領の公表	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）
参加表明書の提出	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）から 令和 7 年 6 月 9 日（月）まで
参加資格要件確認結果通知	令和 7 年 6 月 1 1 日（水）
企画提案書の提出	令和 7 年 6 月 2 4 日（火）まで
ヒアリング等	令和 7 年 6 月 3 0 日（月）予定
審査結果の通知	令和 7 年 7 月 4 日（金）予定
契約締結	令和 7 年 7 月中旬予定

第 1 3 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。